

第3回 放射線防護の民主化フォーラム
真実に目を向ける：未来への選択を、二本松市から考える
2025年11月8日9日 二本松市市民交流センターにおいて

「住民と地権者から見た中間貯蔵決定、実施工程における問題」

閉じられ偏った情報・一方的な対話から

開かれた情報共有への転換が重要

報告者 門馬好春 30年中間貯蔵施設地権者会会長

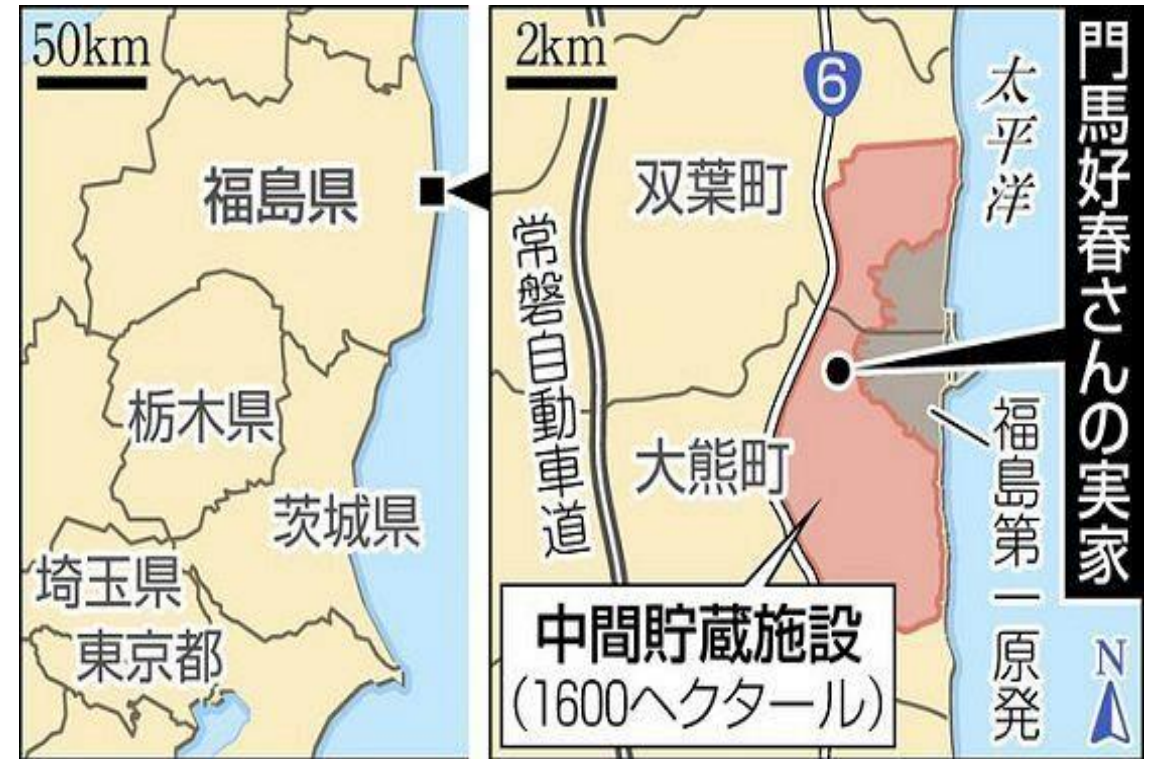
11月8日15時10分から25分まで 15分間

質問1 福一原発周辺の中間貯蔵施設はご存知ですか？

質問2 汚染土は2045年3月迄に県外最終処分場へ搬出し
中間貯蔵施設を終了することはご存知ですか？

福島県中間貯蔵施設パンフレット

2021年1月11日東京新聞



国による約束「10月23日石原宏高環境相大臣も福島県訪問」
ジェスコ法「中間貯蔵・環境安全事業(株)法」3条に期間30年を明記
地権者との地上権設定契約書の期間は2045年3月12日で終了と明記

陸軍磐城飛行場跡記念碑(福一原発大熊町側)

磐城飛行場跡記念碑

この地起伏少なき松山に農家散在す昭和15年4月国家の至上命令により突如陸軍
で飛行場建設決定住民11戸移転直ちに着工す当時工法はトロップコップで陸軍
み人力で押し逐次軌道延長整地す作業人夫は請負業者と郡内外の青年の消防団
水愛国婦人会等氏一般民等献身的勤勞奉仕で半は強制作業で工事か進められた
水源をく志賀磐城飛行場特別攻撃隊として独立日夜並訓練受け第一線配属若者が
年2月磐城に散華す同年8月15日終戦となる米軍空母艦載機の大空襲で施設破壊亦各地方の被害
甚大なり昭和23年日本国土計画で中央部以北塩田化海水揚げ天日式で濃縮
同長塚取近くまでパイプで送り製品化す34年イオン樹脂交授製塩発達のため関する
塩田以外の地を3年地主に松下本着工現在に至る思い出大きこの地忘れうるを
設仮補地となり37年買収41年本着工現在に至る思い出大きこの地忘れうるを
戦々3回忌に当り大戦で七くなられた人々の御冥福と恒久の平和を祈り兵舎跡地に
この碑を建立す昭和63年8月15日

磐城飛行場跡記念碑建立有志会

大熊町長 志賀秀朗
建立発起人代表及び撰文 長者原 杉本正衛
東京電力(株)福島第一原子力発電所所長



東日本大震災による遺構請戸小跡南側の道路横ずれ3メートル



中間貯蔵施設の経過表

- 2011年3月11日東日本大震災・原子力緊急事態宣言「14年8カ月経った現在も宣言下にある」
- 同年6月環境省「福島県内への最終処分場建設構想」示す
- 同年8月菅直人総理「中間貯蔵施設の県内設置を佐藤雄平知事に直接要請」
- 同年10月仮置場設置について住民の反対を受け工程表「期間を短く3年間」とし
中間貯蔵施設を今後3年程度「2015年1月」を目標で設置「最大で30年間」を示す
- 2012年5月仮置場等の用地補償環境省内規基準制定「但し中間貯蔵施設を除く」
- 2013年中間貯蔵施設の全面国有地化計画をマスコミ公表
- 2014年5・6月中間貯蔵施設の住民説明会開催「一方的な通告」で住民反発
- 同年6月16日石原環境大臣「金目でしょ」発言で住民・地権者の反発爆発
- 同年7月28日全面国有地化計画を見直し、買収と借地「土地使用・地上権契約」の併用に見直す
- 同年9・10月中間貯蔵施設の地権者等への説明会開催「一方的な通告」地権者の反発大
- 同年ジェスコ法「中間貯蔵・環境安全(株)法」改正案成立・同年12月施行
- 同年12月中間貯蔵施設建設「用地補償」の環境省内規基準制定
- 同年12月「30年中間貯蔵施設地権者会」設立・望月義夫環境大臣に要望書提出
- 2015年1月環境省と団体交渉開始・2021年4月一方的打ち切りを小泉進次郎環境大臣承認で強硬
- 2025年12月3日第13回当会への環境省説明会開催・現在門馬好春との個人交渉継続中

中間貯蔵施設の基本的な問題点

2 除染・仮置場・本施設も東電が事業者

2013年11月23日福島民報新聞

政府方針「第一原発周辺を国有化」

1 構想から現在まで全面国有地化方針

3 事業名は「30年仮置施設」とすべき

2014年7月29日読売新聞

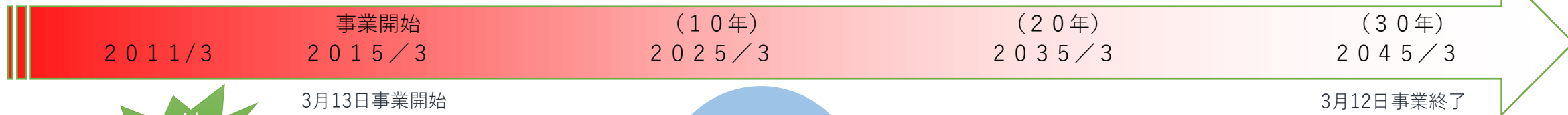
政府提案 国が30年使用契約「地上権」



要望書5つのポイント

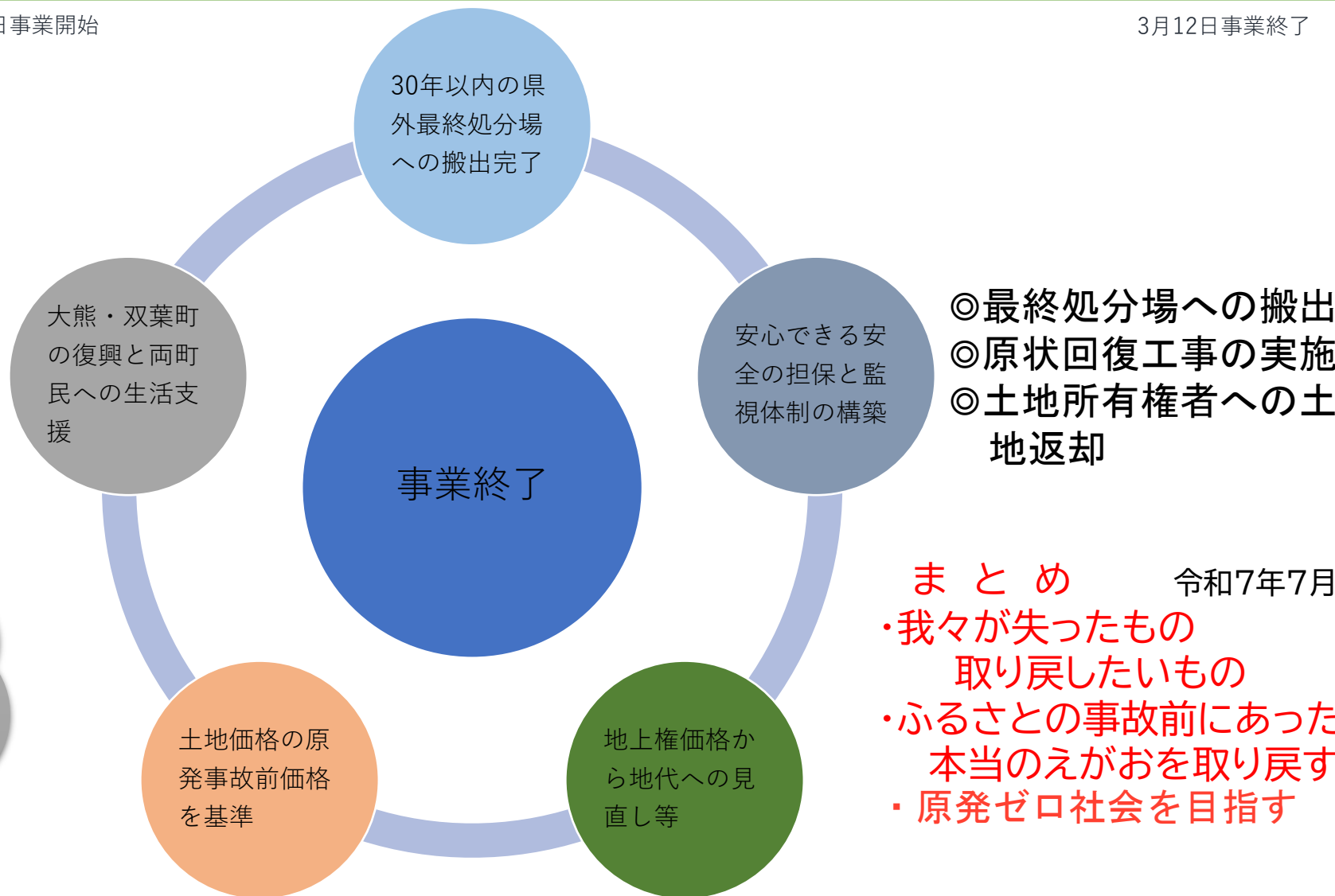
30年中間貯蔵施設地権者会
平成27年10月30日令和4年一部変更

(平成26年12月25日 望月義夫環境大臣に提出)



事故発生

事故の責任 東電
国：管理監督責任



被災者への更なる負担
何故、何の責任もない
町民・地権者が犠牲となり
ふるさとから追い出されなければならないのか

中間貯蔵施設とは土地収用法3条27号の2の公共事業
公共事業とは = 憲法29条3項による保障(注)

- ・公益性があること 鉄道・道路・港湾・空港の建設等
- ・公正であること(注) 法律・損失補償基準等の統一ルール
- ・公平であること 用地補償価格の公平
- ・情報共有の元での事業者と住民・地権者との対話が重要
 - * 事業者:隠さず情報公開し住民・地権者が判断できる説明責任
- ・公共事業に協力した地権者等の生活再建が図られること
 - * 生活再建は公共事業前と同程度でなければいけない

(注)「土地収用法」と一体の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」

地権者騙し「前頁(注):土地収用法＝要綱条文は地代」不公正

◎当会は環境省に対し公共事業・用地補償のルールに基づくことを継続して要求

▽4年半の仮置場地代合計額「850円/田m²」より低い

30年間の中間貯蔵施設地上権価格「840円/田m²」 不公平

▽環境省「土地使用合計は土地価格を超える事ができない」 非常識

中間貯蔵施設の土地価格「1200円/田m²」に対して 理不尽

仮置場6年半の地代合計額は「1230円/田m²」で超えている 非論理

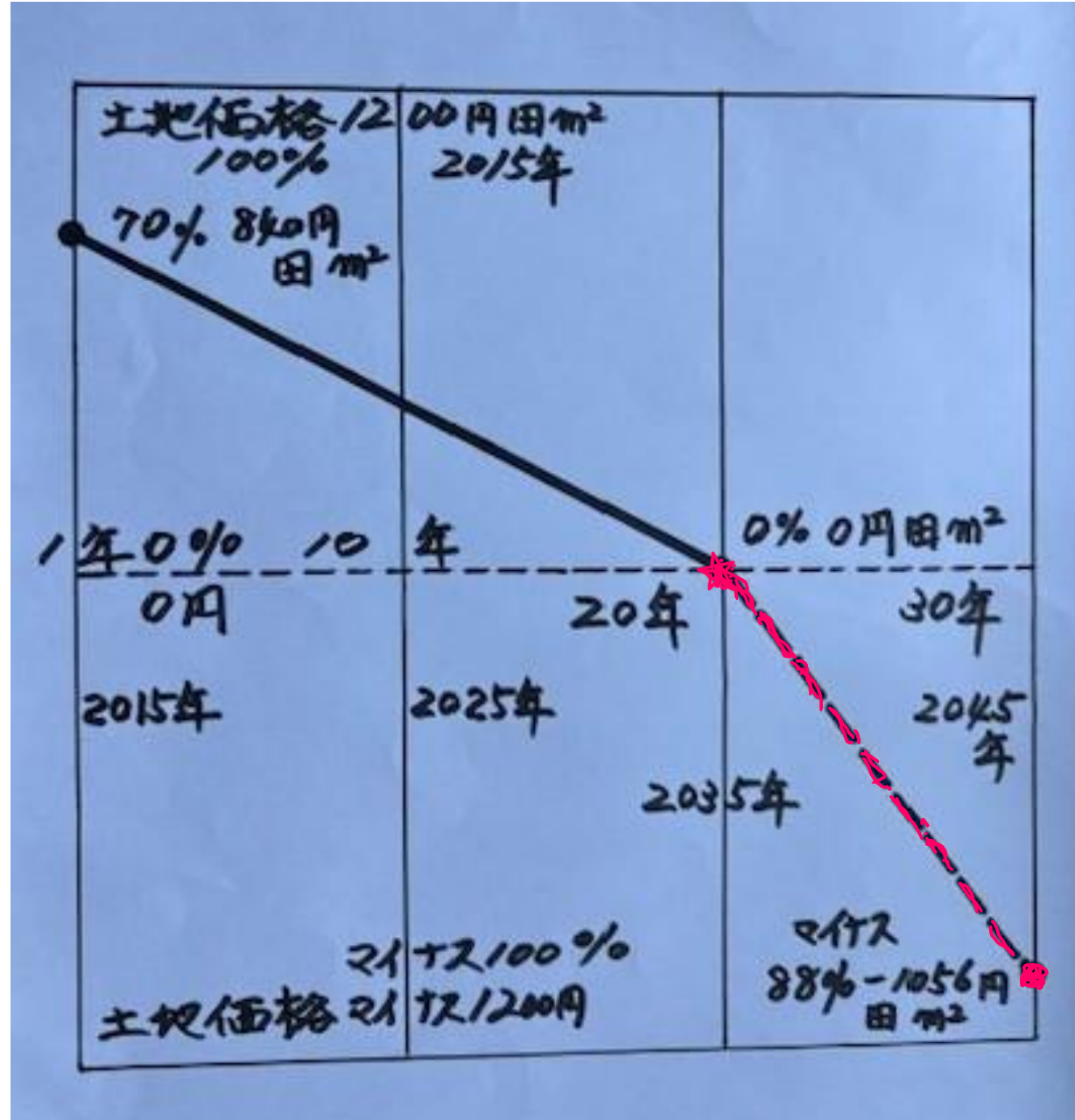
▽地上権価格は地権者から環境省に支払う逆の計算式 次頁

1年目 土地価格1200円/田m²×70%=840円/田m²

20年目 土地価格1200円/田m²×0%= 0円/田m²

30年目 土地価格1200円/田m²×－88%=－1056円/田m²

地権者から環境省に支払う計算式のグラフ



東電から営農賠償に関する私宛約束文書

「H28年11月2日福島民報」

「H28年11月7日回答文書」次頁

「H28年12月2日福島民報」

賞

東電福島第一原発事故による平成二十九年一月以降の農林業の損害賠償を二年分一括支払うとする政府と東電の案について、県内五千人が賛同

県内JAグループ方針

農林業2年分一括拒否

福島民報

2016(平成28)年
11月2日
水曜日

発行所
福島民報社
福島市太田町13-17
(郵便番号960-8602)

電話代表 (024) 531-4111
編集局531-4122 広告部531-4130
多言語531-4173 販売部531-4175

購読のお申し込み
0120-373437

民報

平成28年11月7日

門馬好春 様

東京電力ホールディングス株式会社
福島補償相談センター
産業団体相談第二グループ

中間貯蔵施設用地に関するお問い合わせについて

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、福島県民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、あらためまして深くお詫び申し上げます。

過日、門馬様よりお問い合わせを頂きました件につきまして、下記のとおり書面によるご回答をさせていただきます。

記

【お問い合わせ内容】
2倍相当額の支払いについて、中間貯蔵施設用地として国と契約した場合の賠償の取り扱いが以下のケースの場合どうなるのか。(避難指示区域内)

- 1) 平成28年12月までに農地を売却した場合
- 2) 平成28年12月までに農地に地上権を設定した場合
- 3) 平成29年1月以降に農地を売却した場合
- 4) 平成29年1月以降に農地に地上権を設定した場合

【ご回答】
平成28年12月までに農地を売却、もしくは農地に地上権を設定した場合でも、基本的には事故時点で営農をしていた方に年間逸失利益(期待所得)の2倍相当額を賠償させていただきます。ただし、損害賠償請求権を含めて土地を売却された場合、買い主の方が賠償対象となります。(従いまして、売主の方は賠償対象外となります。)

以上

島民報

当初案と見直し案
(金額は仮定)

見直し案

の2	原事故前の年間利益の3倍相当額を一括で支払う $200万円 \times 3 = 600万円$
青が	平成32年以降は損害がある限り農林業者の意向を踏まえた方式で適切に支払う
年当	29年中は実際に生じた損失を支払う現行の枠組みを継続 $200万円 - 150万円 = 50万円$
2	30年以降の枠組みは農林業者の意向を踏まえ29年内に確定する

継続案が
を200万円、平成28年の利益を150万円と仮定

政府、東電

東京電力福島第一原発事故による平成二十九年一月以降の農林業の損害賠償を巡り、見直し案を検討していた政府と東電は一日、案を県やJAなどに正式に伝えた。避難区域内は原発事故前の年間利益の三年分を一括で支払う。その後の三年以降については「損害がある限り」

伴う営農損害や風害などが対象で、二年以降も損害が場合は適切に支払う。三十二年以降は業者の意向を踏まえた方式で支払うことと農林業

避難区域内
農林業賠償
3年分一括県に伝達
32年以降「損害ある限り」

(注)東電回答文書の2倍相当額「＝2年分」は翌12月3倍相当額「＝3年分」に東電が見直す

地上権契約者への約束違反内容

- 2017(H29)年から2019(H31)年迄、3年分の支払いを約束
2018年に契約した地権者に2019年分の営農賠償を支払っていない
⇒東電と交渉し2019年分の支払いを要求⇒いまだに拒否の姿勢



- 4月ある地権者が私の本「未来へのバトン」を見て
東電にこれは本当かと文書を提出したが未だに回答はない
- 2020(H32)年以降も損害ある限り営農賠償を約束していたが
2020(H32)年以降の地上権契約者への営農賠償打ち切り
- *環境省の用地取得が進んだので
東電は営農賠償を打ち切りに転換したようにしか見えない
- *仮置場は営農賠償対象「しかし支払いはない(営農賠償<環境省の地代)」

地権者騙し 売却した地権者が一番報われない

30年後2045年3月の保有資産比較表「環境省と東電の数字に基づく」

国・環境省の用地補償と東電の営農賠償を合わせた結果

売却者<未契約者÷地上権者 「農地:田m²で比較」

○土地売却者 売却額1200円+交付金1200円=2400円

○地上権契約者 地上権価格840円+交付金840円+
30年後の土地価格2400円(環境省100%)=4080円

○未契約者 継続分の営農賠償1600円+
30年後の土地価格2400円(環境省100%)=4000円

*東電の財物賠償と2016年迄の営農賠償は概ね対象なので計算から除く

汚染土をめぐる最近までの動き

- 2020年環境省パブコメ2854件の意見が大半反対で見送り
- 2022年12月新宿御苑・所沢市で汚染土実証事業計画の住民説明会・反対で計画頓挫
- 2025年1月2月除染土再利用省令改正案パブコメ難解
門馬:国会で熟議し省令でなく法令制定 門馬受付番号 2月15日23:59 127875件
- 環境省公表 207850件「AI使用でコペピ96%」実質8277件
- 同年2月19日～3月5日2度目のパブコメ「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果等
- 同年4月1日環境省汚染土再利用の令改正
- 同年7月26日首相官邸に汚染土再利用2m³「500万分の1」
- 同年8月9月 環境省パネルディスカッション 門馬9月5日参加:一方的な結論ありきの対話
- 同年9月26日 閣議報告後浅尾環境大臣「復興再生土」公表
- 同年10月11日～13日中央官庁9カ所に汚染土再利用「搬入完了」今後地方出先機関対象

11月5日(水)開催 第28回中間貯蔵施設環境安全委員会

11月6日付福島民報記事

環境省は工程の先延ばし
一番難しい県外最終処分場の選定を
今回も先延ばしにしている無責任さが
特に目立った委員会であった

また各委員から環境省に対し議論の
深堀がなされない内容であった

あと19年と一寸なので亀の歩みから
大きくスピードをあげて頂きたい

に確保する必要があると強調。引き続き福島復興を内閣の最重要課題とし、政

工程表に批判の声相次ぐ

中間貯蔵施設 公表後初会合
環境安全委員会

半蔵経略者や大熊、双葉町、双葉町の住民代表らでつくる中間貯蔵施設環境安全委員会の会合は5日、大熊町のCREVAにおくまで開かれた。東京電力福島第1原発事故に伴う県内の除染で出た土壌の県外最終処分に向けた今後約5年間の工程表を国が8月に公表後、初の開催。委員から「工程表

府において決して東日本大震災を風化させることがないよう重ねて求めた。

「具体性がない」との批判や最終処分場の場所や運搬方法などを速やかに示すよう環境省に求める声が相次いだ。

同省の担当者が工程表の概要、県外最終処分場の理解を促める取り組みを説明した。説明に対し、委員の一人は「（工程表は）何をいつまでに進めるのか記載が

ない」と指摘。土を県外に搬出するのに相当の時間がかかるとして「全ての取り組みを前倒しするつもりでスピード感を持って進めてほしい」と訴えた。

別の委員は「どこで、どのように再生利用を拡大し、最終処分先を選定するのか、プロセスが見えない」と工程表の中身を疑問視し、「具体性がないと言わざるを得ない」と注文した。

環境省の担当者は「工程表は現時点で考えられる試みを記載した。最終処分に向けた取り組みを着実に進めていく」と述べた。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

抜粋版

(2025年頃)

(2030年頃)

理解醸成・リスクコミュニケーション

復興再生利用に
用いる除去土壌
の呼称の決定

- 大阪・関西万博での展示
- パネルディスプレイによる発信・理解醸成（総理大臣官邸・中央官庁での復興再生利用を含む）
- 中央官庁でのポスターの掲示
- 中間貯蔵事業情報センター・ながどろひろばでの情報発信

復興再生利用の必要性・安全性等についての全国民的な理解醸成、
機運の醸成

- ウェブページ・SNS等を通じた発信
- 本省、地方支分部局、所管法人等での発信
- イベントにおける発信
- 所管業界への発信

安心感・納得感の醸成、社会受容性を拡大・深化させるための取組
（見学会等）

- 中間貯蔵施設の見学会
- 東京電力福島第一原子力発電所と連携した見学
- 飯館村長泥地区環境再生事業の見学会
- 中央官庁の花壇等への利用事例の活用（ふくしま復興フェア、こども園が防災学習場等）
- 霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での事例の活用

県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組

進捗の確認 WEBアンケート調査、理解醸成等の取組に係る参加者へのアンケートの調査等

目指す姿
県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用の先行事例を
創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成する

汚染土の福島県外最終処分場案

○本会の今までの活動とあわせ、最長でも2045年3月12日までの福島県の中間貯蔵施設事業の終了に向けた取り組み

○福島県外最終処分場の選定先は無人島「鹿児島県馬毛島等」や東京湾等への埋め立て(羽田空港の拡幅等含む)による汚染土集中管理の継続への取り組み

＊今まで環境省に無人島案・東京湾等について申し入れ済み

○汚染土の搬送は汚染土飛散、交通事故防止等の観点からトラックでない船舶搬送への取り組み

＊今まで環境省に船舶搬送について申し入れ済み

私たちの取り組み

閉じられ偏った情報と一方的な対話から開かれた情報共有への転換が重要
帰還困難区域解除における放射線の自己管理は国・用電の責任転嫁と同じ

8月 環境省との個人交渉「団体交渉と同じ内容」(当方3人・環境省2人)

30年以内の事業終了・原状回復・ルール違反の用地補償の見直し

9月 今年5月中間貯蔵施設内で環境省と現地立ち合い継続要請

目的:樹木伐採除草で火災等の防止・熊等防獣対策・ホットスポット解消

10月相馬高校放送局顧問、生徒さんから「復興再生土」の取材を受け交流

11月5日第28回中間貯蔵施設環境安全委員会開催

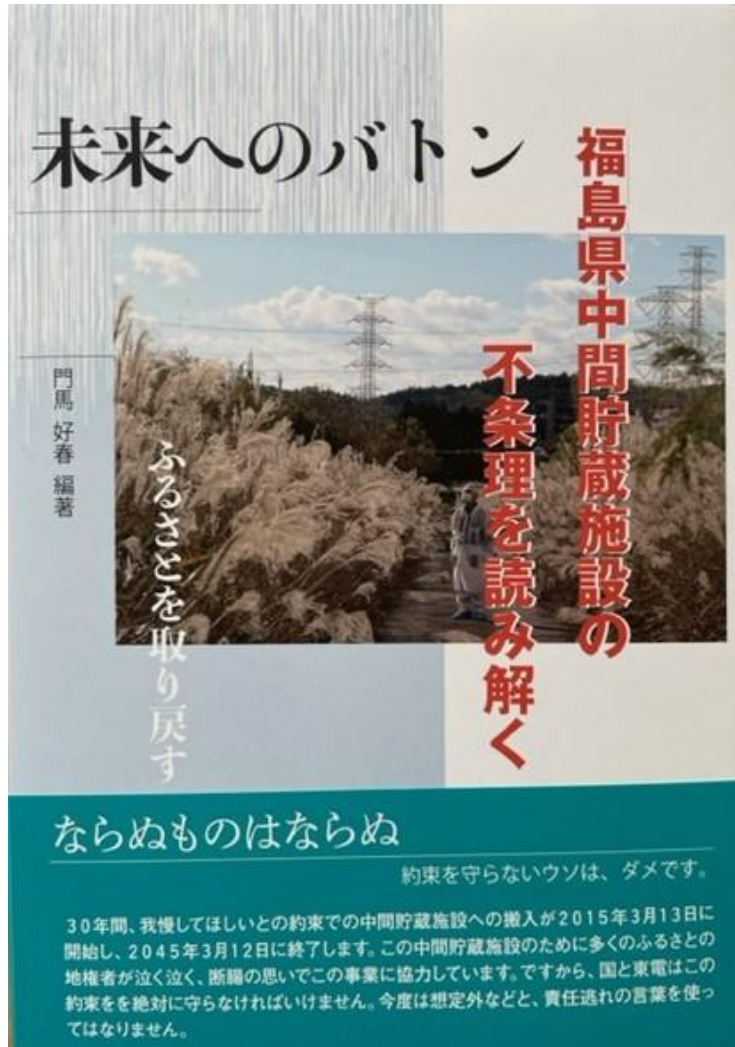
12月3日環境省による当会会会員への第13回説明会開催・リンクル大熊

通期 各種広報実施 30年中間貯蔵施設地権者会のHP 門馬好春のFB

原子力災害考証館furusatoで展示・各種イベントへの参加・マスコミ取材等

未来へのバトン 門馬好春編著

福島県中間貯蔵施設の不条理を読み解く



〈ふるさとを取り戻す〉

*我々が失ったもの 取り戻したいもの
それは未来の子供たちにえがおのバトンを
つないでいくことだと強く思っています
その思いはこの本の「はじめに」と
「あとがき」に述べて頂きました

〈本を読まれた方々からの意見・感想など〉

- ・ふるさとの方々からは、我々は国と東電から騙された
- ・資料的・記録的価値が高いので、学校や図書館で残すべき
- ・読んでいて、ふるさが危ないと危機感が強くなってきた
- ・一人でも多くの方に本を読んで頂き、被災者、被害者である
地権者に対する補償と賠償の実態を知るべきと思いました

皆さま、お住まい近くの図書館でのリクエストお願いします

東電福島第一原発事故前ふるさとのどこにでもあったえがお

3版

2015年(平成27年)4月20日(月曜日)

夕刊読売新聞

(第3種郵便物認可)

我々が失ったもの

取り戻したいもの



津波に耐えた河津桜(手前)や梅が咲く放牧地で、蓮子さんと語らう渡辺勝康さん。「若い人が戻って来ない。限界集落みたいになっちゃうのかな」。勝康さんが寂しそうにつづやいた

2015年4月20日夕刊読売新聞